

京都市教育長告示第15号

平成30年3月30日京都市教育長告示第15号（学校施設の指定）の一部を、令和2年4月1日から、次のように改めます。

令和2年3月27日

京都市教育長 在田 正秀

元京都市立教業小学校の項の次に次の1項を加える。

元京都市立格致小学校	京都市下京区油小路通仏光寺 下る太子山町602番地の1	京都市立洛央小学校及び 京都市立堀川高等学校
------------	--------------------------------	---------------------------

(総合教育センター学校統合推進室計画課)